

## 公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 5 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当町役場税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 15 日

東員町長 水谷 俊郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住(居)所	氏名
1	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	TRAN THI T HU QUYEN
2	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	HO HOANG L AM
3	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	インドネシア	ADITYA SUR ACHMAN
4	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	インドネシア	ADI PRASET YO
5	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	インドネシア	BAGUS MAUL ANA
6	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	NGUYEN THI KIM NGOC
7	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	インド	SHERPA DIC HEN
8	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	NGUYEN NGO C HANH
9	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	LUONG HOAN SU
10	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	NGUYEN VAN PHAT TAI

<備 考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

## 公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 5 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当町役場税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 15 日

東員町長 水谷 俊郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住(居)所	氏名
1	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	NGUYEN NGO C KHAI
2	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	DO THANH D AT
3	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	NGUYEN VAN TRUONG
4	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	NGUYEN THI THAO LINH
5			
6			
7			
8			
9			
10			

<備 考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。